

# 「国民がより利用しやすい司法の実現」及び「国民の期待に応える民事司法の在り方」に関する裁判所の意見

## 目次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 第1  | はじめに                    | 1  |
| 第2  | 民事司法へのアクセスの拡充           | 2  |
| 1   | 早期紛争解決のためのアクセスポイントの拡充   | 2  |
| (1) | 身近な公的機関による紛争解決機能の充実     | 2  |
| (2) | A D Rの活用                | 2  |
| (3) | 弁護士及び隣接職種の充実強化          | 5  |
| (4) | 裁判所へのアクセスの充実            | 6  |
| 2   | 家庭裁判所及び簡易裁判所の機能充実       | 6  |
| (1) | 家庭裁判所の機能充実              | 7  |
| (2) | 簡易裁判所の手続の充実             | 7  |
| 3   | 司法に関する情報提供・公開の在り方       | 8  |
| 第3  | 民事裁判の充実・迅速化             | 9  |
| 1   | 標準的な事件の迅速処理             | 9  |
| 2   | 複雑訴訟の迅速処理               | 10 |
| (1) | 複雑訴訟の審理長期化要因            | 10 |
| (2) | 複雑訴訟の迅速化方策              | 11 |
| ア   | 終期を見通した計画審理の導入          | 11 |
| イ   | 証拠収集方法の拡充               | 12 |
| ウ   | 弁護士活動の充実，弁護士側の計画審理等への対応 | 13 |
| エ   | 裁判所の態勢整備                | 13 |
| 3   | 裁判所の情報化（O A化）           | 14 |
| 第4  | 専門訴訟への対応                | 14 |
| 1   | 専門家の活用                  | 15 |
| (1) | 専門参審制の検討                | 15 |
| (2) | 専門委員制度の創設               | 16 |
| (3) | 鑑定人推薦システムの強化            | 16 |
| (4) | 専門A D Rの拡充              | 17 |
| 2   | 専門訴訟に向けた態勢整備            | 17 |
| (1) | 知的財産権訴訟の東京・大阪地裁への専属管轄化  | 17 |
| (2) | 専門部又は集中部の拡充             | 18 |
| (3) | 裁判官の専門性の強化              | 19 |
| (4) | 弁護士の専門化                 | 19 |
| 第5  | 権利実現の実効性の確保             | 19 |
| 1   | 占有屋に対する対処               | 20 |
| 2   | 執行に対する不協力への対処           | 20 |
| 3   | 債務者による財産隠し等に対する対処       | 21 |

## 「国民がより利用しやすい司法の実現」及び「国民の期待に応える民事司法の在り方」に関する裁判所の意見

### 第1 はじめに

21世紀を目前にし、我が国は、社会の複雑多様化が進み、経済の国際化や専門化の波も押し寄せている。そのような中で、国民の行動様式や価値観も変容し多様化してきており、企業の活動範囲も拡大してきている。これらに伴い、民事紛争の内容も多様で複雑なものになり、解決に専門的な知見を要するものも多くなってきている。このような状況の下で、裁判所としても、生起する紛争を迅速的確に解決できるよう、裁判の運営改善や更なる制度改革を行うなど、自らも自己改革をし、国民の期待に応える司法を目指してパワーアップをしていかなければならないと考えている。同時に、紛争の適正な解決は、裁判のみで成し得るものではないので、裁判外も含めた紛争解決システムをトータルな形で構築し直していく必要がある、この面での協力も積極的に行っていく必要がある。

このようなトータルな形での民事司法を考える場合には、利用者としての国民の視点に立って考えることが何よりも重要である。こうした立場から考えてみると、例えば、都市部と地方では、社会活動や経済活動の規模の違いや、インフラ等を含めた社会・経済環境の違いなどから、利用者が抱える紛争の内容や質に違いがあるため、紛争解決のためのニーズも異なってくるのであり、その対応についても、この点を十分認識しておく必要がある。

国民にとってより利用しやすく、国民の期待に応える民事司法を実現していくためには、以上のような観点から、民事司法全体を眺め渡すことが重要なのであって、その上で、より利用しやすく、期待に応えるような利用者の多様なニーズに対応したシステムを構築していくべきものである。

## 第2 民事司法へのアクセスの拡充

### 1 早期紛争解決のためのアクセスポイントの拡充

民事紛争に直面する国民は、いきなり訴訟を提起するのではなく、まず、身近な知人等に相談し、必要があれば身近で公的な機関、弁護士等に頼るとするのが通常であろう。そこで、紛争を早期に解決するためには、国民に身近なところから、それぞれのアクセスポイントを検討していくこととする。

#### (1) 身近な公的機関による紛争解決機能の充実

紛争の中には、相談者の悩みを聞いたり、相手方に任意に働きかけたりするだけで解決できるものがある。このような紛争については、国民に身近な機関で解決することが紛争の実態に即しており、利用者である国民にとっても便利である。特に、地方においては、後に述べるように、ADRや法律家の数が少ないことから、このような身近な公的機関による紛争解決機能が重要となってくる。そこで、紛争を早期に解決するためには、多くの地方公共団体に置かれている消費生活センターのように、国民に身近で公的な機関による相談機能を充実させていくべきである。

イギリスでは、地域ごとの状況に応じ法的サービスを効率的、効果的に提供できるよう、1999年、コミュニティ・リーガル・サービス（Community Legal Service）が創設された。そこでは、国民に対し、早い段階で適切な情報や助言が提供されており、紛争の早期解決に役立っているといわれる。

#### (2) ADRの活用

ア ADRについては、各界から言われているように、手続及び解決内容の柔軟性、専門性及び廉価性というメリットがある。裁判所としても、ADRは、裁判手続と並び立つ車の両輪であり、多様な紛争解決メニューを国民に提供するものとして有益であると考えている。

このようなADRは、厳格な裁判手続と異なり、手続や判断基準等に画一的な決まりがないことから、利用者の自主性を生かした解決、営業秘密を保持した非公開での解決、簡易かつスピーディな解決、オール・オア・

ナッシングではない実情に沿った解決を図ることなどが可能である。

また、多様な分野の専門家の知見を生かしたきめ細やかな専門型のメニュー設計や、運営主体如何によってはより廉価なサービスの提供も可能になる。

したがって、裁判所としても、このようなADRを充実・発展させていくことが必要であると考えており、そのために必要な協力をしていきたい。

ところが、現在のところ、ADRの利用度は思いのほか低い状況にある。裁判所内のADRである民事調停・家事調停は年間約37万件（平成11年）の利用があるが、それ以外のADRは、財団法人交通事故紛争処理センターを除き、あまり活用されていない状況にある。利用度が低い理由としては、ADRの存在が知られていないこと、業界団体等が設置したADRに対する信頼性、中立性に疑問が持たれていること、法律家の関与が十分でないこと、裁判手続との連携が図られていないこと等が指摘されている。

イ そこで、国民の多様なニーズに対応する実効的なADRを整備していくためには、裁判所内ADRである調停手続を更に拡充するとともに、裁判所外ADRについて、それぞれニーズに対応した紛争解決メニューとして、具体的に、次のような形態のものを拡充すべきである。

まず、消費生活上の争いや隣家との争いなどのような市民生活上の争いは、身近なコミュニティの中で実情に即した解決を図る必要がある。そこで、このような争いに巻き込まれた国民が身近なところで気軽に利用できるように、地方公共団体が運営主体となって、一般事件を対象に相談を受け、簡単なあっせんを行うADR（相談・あっせん型ADR）を拡充していくべきである。

また、交通事故を巡る争いは、大量に発生するものの、裁判所の判決例等の積重ねにより解決基準が比較的明確となっているため、財団法人交通事故紛争処理センターが機能している。そこで、このような裁判での結論の予測可能性が高い紛争を定型的かつ大量に処理するため、同センターのように、主として業界が運営主体となるような紛争類型に特化したADR

(特定紛争型ADR)を拡充すべきである。

さらに、専門的知見を要する紛争を処理するためには、我が国の建設工事紛争審査会、工業所有権仲裁センターやドイツの医療過誤事件の鑑定委員会・調停所のように専門家が関与するADR(専門型ADR)が必要であり、拡充を図るべきである。

もとより、このようなADRを発展させていくためには、関係省庁、地方公共団体及び関係業界の協力が必要となる。

ウ さらに、ADRの利用を高め、その実効性を増すためには、裁判所とADRとの連携を図ることが極めて重要である。

まず、手続面での連携として、現在、建築瑕疵紛争については、調停手続において、瑕疵の特定等の争点整理を建築士等の専門家調停委員を交えて行い、その結果を訴訟手続で活用する工夫をしている。そこで、裁判所外のADRについても、ADRにおける主張や証拠の裁判手続での活用、ADRの結果に基づく強制執行の申立て、申立てへの時効を停止させる効果の付与を検討することが有意義である。

次に、マンパワーの面での連携として、ADRの主宰者として、裁判所職員OB等を活用したり、逆に、ADRの主宰者を裁判所内ADRである調停に関与する調停委員等に登用して、人材の相互交流を図ることが考えられる。また、ADRと裁判所との間の協議会や研修会の開催等により、ADR主宰者と裁判所職員との間の知識やノウハウの共有化を図っていくことも考えられる。

さらに、情報の面での連携として、ADRの判断の予測可能性と信頼を高めるため、裁判所から、判例情報や事件進行のノウハウをADRに提供することが考えられる。また、裁判所としても、国民がADRの情報に適切にアクセスできるように、例えば、裁判所の相談窓口を訪れた者に、適宜、ADR情報を提供し、利用者が自分のニーズに合った紛争解決機関を

選択できるように援助していきたいと考えている。

### (3) 弁護士及び隣接職種の充実強化

紛争を適正迅速に処理するためには、何よりも国民が専門家によるリーガルサービスを手軽に受けられることが重要である。そのためには、国民に最も身近な存在である弁護士へのアクセスを容易にし、その機能を高めることが重要である。

例えば、当事者双方に弁護士が選任されていない本人訴訟の割合をみると、地方裁判所で約21パーセント、簡易裁判所で約91パーセントとなっている。個別の地域ごとに本人訴訟率を比較すると、都市部である東京では、地裁が約14パーセント、簡裁が約86パーセントであるのに対し、地方である旭川では、地裁で約41パーセント、簡裁で約97パーセントとなるなど、本人訴訟率が都市部で低く、地方では高いという地域的に極端なアンバランスが生じている。現実には、弁護士を選任していない当事者、特に本人訴訟率が高い地方の当事者は、訴訟活動等の面で苦勞しているため、裁判所としても後見的にサポートしようと努めているが、公平性・中立性の観点から、裁判所が行い得るサポートにも限界がある。実際には、簡易裁判所において、訴状等の書面作成に関与した司法書士が当事者を事実上サポートしている現状があり、これが充実した審理に寄与した結果になっているような状況も見られる。

そこで、このような現状を踏まえると、国民へのサービスを充実させるためには、既に各方面から指摘されているように、弁護士の数を増やし、地方にも弁護士によるサービスを広げていく必要があるが、弁護士数の増加が直ちに地方における弁護士数の増加につながるわけではないので、例えば、司法書士のような隣接職種を充実させていくべきである。

また、国民からいくらかかるのか分からないとの不安が指摘されている弁護士費用についても、利用者である国民の視点に立ち、その透明化、合理化

について検討する必要がある。その上で、訴訟に勝った側で弁護士費用をすべて負担するのは不合理であるから、例えば、平成9年1月31日に出された民訴費用制度等研究会の報告書で比較的難点が少ないと指摘されている方式（日本弁護士連合会の報酬等基準規程に定められた「あるべき着手金」の額を敗訴者に負担させる方式）等を参考としながら、弁護士費用を部分的にでも敗訴者に負担させる現実的な方法を検討すべきである。さらに、弁護士費用の敗訴者負担が何らかの形で制度化されたときには、弁護士強制制度の導入も検討対象となってくると考えられる。

一方、既に司法制度改革審議会においても議論されているところではあるが、国民の弁護士等へのアクセスをより実効的にするためには、その費用の負担をやすくするための手当が必要であって、そのためにも法律扶助制度を今後質量ともに一層充実させるべきと考える。

#### (4) 裁判所へのアクセスの充実

このような多様な紛争解決システムの中にある裁判所についても、国民からのアクセスをより一層容易にするため、例えば、国民が裁判所外の相談機関や地方公共団体の窓口等に行っても裁判手続に関する情報を入手できるようにしておくなどの工夫が必要である。

また、裁判所の窓口等においては、従来から裁判所における手続の教示を行ってきた（特に、家庭裁判所においては、多様な手続を窓口において家事相談という形で分かりやすく説明しており、その数は年間35万件にもなっている。）が、より利用しやすい司法という観点から、今後とも一層の充実を図っていきたい。

## 2 家庭裁判所及び簡易裁判所の機能充実

家庭裁判所及び簡易裁判所は、国民に身近で利用しやすい裁判所としての機能を有するが、国民のニーズに対応してその充実を図っていく必要がある。

特に、裁判所内ADRとして、国民の中から選ばれた調停委員の知識経験を

生かし、簡単な生活上の紛争から専門的・経済的な紛争に至るまで社会の幅広いニーズに柔軟に対応してきた家事調停・民事調停については、先ほど述べたADRについてと同様に、例えば、多様な専門的知識を有する調停委員を十分に確保し、施設面も含めて充実させるなど、国民にとって、より気軽に、より利用しやすいものとなるように努めていきたい。

#### (1) 家庭裁判所の機能充実

人事訴訟事件については、訴訟を提起する前に調停を行うという調停前置主義が採られているが、調停手続と訴訟手続が家庭裁判所と地方裁判所に分断され、その間の連携も図られていないため、利用者である国民に不便な形となっている。そこで、このような不便さを解消し、かつ、心理学、社会学等の専門的知識を有する家庭裁判所調査官等の家庭裁判所のマンパワーを十二分に活用するためには、人事訴訟事件を家庭裁判所へ移管するなどして、家庭裁判所が総合的な解決を図るシステムとすることを検討すべきである。

#### (2) 簡易裁判所の手続の充実

先ほど述べたように、簡易裁判所においては、弁護士を選任しない本人訴訟率が高い。他方、民事紛争の中には、アパートの賃貸借契約の終了に伴う敷金返還請求事件やパート勤めをしていた主婦のパート代金支払請求事件等のように、弁護士等の助力がなくとも解決が容易なものもある。このような、本人だけで処理可能な紛争のため、30万円以下という少額の金銭請求にかかる民事紛争について、原則として1回の期日で審理を終えるという少額訴訟制度が平成10年に導入された。現に、利用件数が平成11年には1万件を超え、同年秋に行った利用者アンケートにおいても、平均して1か月半で結論が出るなど、訴額に見合った低廉な費用と簡便さで審理を終えることができることや、イラスト入りのリーフレットやチェック方式の訴状定型用紙を裁判所に備え置くなどの工夫もあって、7割を超える方から裁判の期間、裁判の進め方等について満足できるとの高い評価を受けている。そこで、こ



のような少額訴訟手続をより多くの国民に利用してもらうため、訴額の上限を緩和し、その利用の拡充を図ること等を検討すべきである。

### 3 司法に関する情報提供・公開の在り方

先例的価値のある判例情報を積極的に公開していくことは紛争防止や解決にとって重要であると考えている。従来、先例的価値のある判例情報について、最高裁判所及び高等裁判所の判例集のほか、下級裁判所については、知的財産権などの特定の分野についての判例集の編集刊行を行ってきたが、国民のニーズに応え、迅速かつ容易な判例情報へのアクセスを可能にするため、平成9年にホームページをインターネット上に開設して、最近の主要な最高裁の判決全文、東京高地裁及び大阪高地裁を中心とした下級裁判所の知的財産権訴訟の判決全文を速報している（最高裁のホームページにはこれまで70万件近いアクセスがある。）。さらに、裁判所は、民間の判例雑誌社やマスコミからの依頼に対し、広く判例情報を提供しており、民間の判例雑誌という媒体で下級裁判所を含めた判例情報の提供がされているところ（判例時報、判例タイムズがそれぞれ年間700件から800件）であり、また、民間においても、各種のデータベース（判例マスター、判例体系データベース）が開発、販売されているところである。

また、事件情報として、個々の事件の判決へのアクセスについては、民事訴訟法でだれでも閲覧が可能であり、利害関係人であれば謄写も可能である。

裁判所としては、判例情報に対する国民のニーズの高まりに対応して、インターネットを活用するなど、今後とも、先例的価値のある判例情報について即時的確に公開していきたい。具体的には、最高裁及び高裁の判例について、過去に判例集に登載されたもののデータベースを構築し、これを公開していく準備を進めているところである。さらに、下級裁判所の判例情報の公開については、地裁の民事事件だけでも年間10数万件に及ぶ多数の下級裁判所の判決の中から、先例的価値のある重要なものをいかにして選別していくか、民間の判

例雑誌等との役割分担をどう考えるのかという問題はあるが、少なくとも、国民のニーズが大きいと思われる一定の分野の下級裁判所の判決については、データベースを構築し、順次ホームページ上で公開していくことが必要ではないかと考えている。さらに、裁判所内部におけるOA化を推進することにより、将来的には、各庁ごとに判決データをすべてデータベースに保存していくことを考えており、これにより、検索等が容易化することから、外部からの閲覧、謄写の請求にも迅速に対応できることとなる。更に進んで、このデータベースへのアクセスを広く許すことについては、プライバシー（例えば、人事訴訟事件）や営業秘密を侵害しないか、謄写を利害関係人に限る現行法に抵触しないか、多数の判決を重要なものとそうでないものを未選別のままに公開することが利用者にとってかえって不便ではないかなどの検討すべき問題があると考えている。

### 第3 民事裁判の充実・迅速化

#### 1 標準的な事件の迅速処理

新民事訴訟法によって、争いのポイントを絞るという「争点整理」と、絞られた争点についてできるだけ1回の期日で複数の関係者を尋問するという「集中証拠調べ」が制度化された。これが、密度の濃い審理につながり、平均審理期間が9.2か月（平成11年）となるなど、審理が短縮化し、諸外国から見ても遜色のない水準になっている。ただ、全事件から、事実争いがなく、人証を調べずに処理された事件を除くと、争点が2、3個あり、人証を2、3人尋問するという事件が多い。このような事件が標準的であるといえようが、この標準的な事件の平均審理期間は20.8か月（平成10年）であり、必ずしも利用者の期待するようなペースで処理されているとはいえない。その理由としては、都市部では裁判官が繁忙であること、地方では裁判官が訴訟事件以外の多くの事件を抱えていることが考えられるし、前述のように地方を中心に弁護士の数が多いことが挙げられよう。また、意識の面でも新民事訴訟法が

予定している訴訟運営に対応し切れていない裁判官や弁護士が都市部も含めて依然として存在することが影響している。そこで、標準的な事件を利用者の期待に沿った合理的な期間内（例えば、1年ないし1年半）で処理するためには、新民事訴訟法のより一層の徹底を図ることだけでなく、必要な裁判官や弁護士の数を増やすことが必要である。

さらに、このような標準的な事件においても、早い段階に審理の終期を見通して、計画的に審理することが迅速な処理につながる。例えば、アメリカのミシガン州裁判所の第3サーキット・コートでは、裁判官が、当事者と協議して、審理期間別に定められている審理コースのメニューの中から一つのコースを選び、証人リストの提出期限やディスカバリーの期限等を内容とする命令を出し、計画的に審理を進めている。そこで、我が国においても、裁判所と当事者とが協議して審理計画を立てるといった緩やかな形での導入が考えられる。また、簡易裁判所における少額訴訟手続のみならず、地方裁判所における標準的な事件についても、例えば、比較的少額のものについては、英国のファストトラックのように、その難易度に見合った簡易・迅速な手続をあらかじめ設けておくなどの裁判手続の多様化を図り、民事訴訟をより国民の多様なニーズに応えた利用しやすいものにすることが考えられる。

## 2 複雑訴訟の迅速処理

### (1) 複雑訴訟の審理長期化要因

これに対し、公害事件のような大型訴訟や医療過誤訴訟・建築関係訴訟のような専門訴訟（以下、併せて「複雑訴訟」という。）の中には、残念ながら、5年、10年と長期化しているものがある。

このように、審理が長期化している複雑訴訟について、その要因を実証的に検討するため、現実に長期化している事件のサンプル調査を行った。その結果、主な長期化の要因としては、複雑困難で争点が多いという事案自体の問題に加え、概ね次の2つの要因にまとめることができる。

第1の要因は、審理の迷走である。その原因は、主張と証拠を裁判所に持ち込む立場の当事者が全体の計画を持っていない上、裁判所もそれをコントロールしていないことにある。

第2の要因は、専門家を随時必要に応じて活用できていないことである。例えば、建築関係訴訟において、瑕疵の原因が、設計のミスなのか、施工のミスなのかを判断しようとしたときに、専門家を随時必要に応じて活用できないと、争いのポイントを無駄なく的確に絞ることができない上、争点判断に必要な材料を集めることすらままならない。そのため、効率的な審理が行えず、審理が長期化しているものがみられる。

## (2) 複雑訴訟の迅速化方策

### ア 終期を見通した計画審理の導入

複雑訴訟の第1の長期化要因である審理の迷走をなくし、審理を迅速化するためには、例えば、1年間で争いのポイントを確定し、関係者の尋問と鑑定をそれぞれ数か月で行い、全体で2年で終わるといような審理全体のアウトラインを描くようなスケジュールを、早い段階に、当事者と裁判所が一体となって協議して決めることが重要である。このような終期を見通した計画審理の導入により、裁判所と当事者とが具体的な共通目標を持つことができるので、当事者のメリハリのある効率的な訴訟準備や訴訟活動が可能となる。もとより、運用によってもこのような計画審理は可能であるが、これを進めて、基準となるような審理期間を法定することが考えられる。さらに、ルールを守らない当事者も含めて、計画審理を徹底するためには、例えば、期限を守らない当事者の訴訟活動を抑制すること（失権効）などのペナルティについても検討する必要がある。

知的財産権訴訟について、大阪地裁の専門部は、典型的な事件についての審理モデルを作成し、審理を計画的に進めるとい試みを始めた。ただ、この試みは、あくまで協力的な弁護士を前提とした運用レベルの工夫にとどまる。アメリカのヴァージニア東部地区連邦地裁においては、法廷侮辱罪等を背景に厳格なスケジュール管理を行い、

専門的な知的財産権訴訟についても、他の連邦地裁と異なりトライアルを経て判決されるまで1年以内という迅速な計画審理を実現している。

## イ 証拠収集方法の拡充

現行法上の主な証拠収集方法としては、訴訟係属後においては、文書提出命令、当事者同士が直接やり取りをする当事者照会制度等があるが、訴訟提起前においては、病院のカルテを見せてもらうなどの証拠保全という制度があるだけである。

そこで、早期にスケジュールを立てるという計画審理を実効的なものにするためには、提訴前の段階から、当事者が必要な証拠を収集できる仕組みが必要である。その方法としては、例えば、現在の証拠保全手続を発展させて、訴えを提起しようとする者は、あらかじめ被告となるべき相手方に提訴を予告する通知をしなければならない制度（提訴予告通知制度）を導入し、このような通知をすれば、一定の証拠収集方法が利用できるというような仕組みを考えていくべきである。また、提訴前における当事者の準備を充実させるため、ドイツの独立証拠調べやフランスの鑑定レフェレと同様に、例えば、医療過誤訴訟を起こそうとする者が、提訴前の早い段階に、医療事故の原因等について、専門家に鑑定をしてもらう制度（事前鑑定手続）の導入を検討すべきである。

証拠収集方法を拡充するものとしては、アメリカで行われているディスカバリーがある。しかし、ディスカバリーについては、訴訟目的以外の濫用や、弁護士費用の高額化、審理の長期化につながるなどの問題点があるようである。このことから、当事者の自発的な任意の開示を生かした、よりソフトでより効果的な制度を検討してみるのが現実的ではないかと考えられる。すなわち、ディスカバリーのような強制的な制度ではなく、自発的なディスクロージャー制度等を設け、当事者の提訴前の準備を充実させることが考えられる。また、自発的なディスクロージャー制度として、相手方の証拠開示義務や積極否認義務を明文で規定し、当事者の任意の証拠開示を促したり、提訴後しか利用できない当事者照会制度を提訴前でも利用できるようにすることなども検討していくべきである。

## ウ 弁護士活動の充実、弁護士側の計画審理等への対応

終期を見通した計画審理や提訴前の準備を実現するためには、複数の弁護士が事件を受任し、彼ら全員が一つのチームとなって、それぞれ適宜分担して仕事をするなど、チームワークにより訴訟準備や訴訟活動を進めることが不可欠である。しかし、現実には、我が国の弁護士は事件を一人で受任することが多い上、地方においては前述のように弁護士の数自体が少ないという問題があり、都市部においても、複数の弁護士が代理人として名を連ねている場合があっても、事件について実質的に関与し責任ある意見を述べられる代理人はごく一部であることが多いなどの問題がある。

そこで、地方においては、弁護士の数を増やすことが必要であるのはもちろんのこと、都市部においても、業務形態や事件の受任形態を改善し、複数の弁護士がチームワークで仕事ができるようにするための基盤整備として、弁護士事務所の法人化のほか、弁護士事務所の執務を共同化したり、都市部と地方の弁護士をネットワーク化するなどの弁護士側の態勢を整備することが最重要の課題となる。

受任形態の改善方策としては、法人化により、法人自体が事件を受任し、現実の活動は社員である複数の弁護士が行うというものと、弁護士事務所の執務の共同により、同一の事務所又は異なる事務所に所属する複数の弁護士が全員で事件を受任し、共同して活動するものなどがあり得る。

## エ 裁判所の態勢整備

現在広がりつつある大型事件の判決起案のために裁判官を専従させるといふ扱いや、裁判部一か部に右陪席を複数配置し、裁判長をはじめとする裁判官が大型事件にも集中的に精力を注げるような構成（４人構成）とする扱いなどについて、今後も、これを更に発展させ、例えば、大型事件が係属した場合には、審理の早い段階から主任裁判官が当該事件に集中できるようにするなど、柔軟かつ機動的な人員配置を行う必要がある。

また、複雑訴訟について先に述べたような計画審理を実現するには、スケジュールの管理が重要となってくることから、裁判所書記官がコートマ

ネージメントを十分に行えるような態勢整備の検討も必要である。

以上を実現するために、必要な裁判官、裁判所書記官等の増員を積極的に進めていきたいと考えている。

### 3 裁判所の情報化（O A化）

裁判所は、その事務について情報技術（I T）を積極的に活用していくことが、手続の効率化・迅速化及び利用者に対するサービスの増大につながるとの観点から、情報化（O A化）に向けた積極的な取組みを行っている。具体的には、裁判官全員にパソコンを配布し、書記官についても多数のパソコンを整備して、これを部単位でネットワーク化し、期日進行情報を共有するなどしてきた。また、不動産執行、破産、調停、支払督促などの分野においても事件処理システムを開発・導入してきた。

さらに、裁判所は、一層の手続の効率化及び利用者に対するサービスの増大を目指して、部を越えた事件関係部署のネットワークを形成し、民事事件の提起から終局に至るまでのすべての手続を情報化する「民事裁判事務処理システム」を導入していく予定である。このようなシステムが導入されると、事件に関係する全部署の事務が効率化され、事件データを共有することとなるため、例えば、利用者からの問合せや請求に迅速に対応できることとなる。裁判所としては、他の事件分野においてもこのようなシステム化を検討することを考えている。

### 第4 専門訴訟への対応

複雑訴訟の第2の長期化要因である専門家の活用の問題については、手続の早い段階から専門家の関与を得ることが審理の迅速化への早道である。専門家の関与には、専門的知見の獲得が可能となる、当事者への説得力が高まる、裁判所の専門性に対する国民の信頼が高まるなどのメリットがある。

専門家の手続関与を得る形態としては、参審員という裁判体の一員として関与する場合（専門参審制）、専門委員として必要な局面でのみ関与する場

合（専門委員制度）、調停委員として関与する場合、鑑定人として関与する場合、ADRにおいて関与する場合等の様々な形が考えられよう。また、一口に専門訴訟といってもバラエティがあり、それぞれの事件の専門性の程度や、専門家の確保のしやすさなどの事情も異なることも考慮に入れて多角的に制度設計する必要がある。

現在、特許や実用新案を扱う知的財産権訴訟については、技術専門家が裁判所調査官として関与している。なお、労働訴訟については、特許や医療過誤事件における科学技術的な専門性というよりも、労使関係の実情を反映させるという意味での特殊性が問題となる。

## 1 専門家の活用

### (1) 専門参審制の検討

ア 専門家が裁判官と同様の形で訴訟手続に関与する専門参審制は、専門的紛争に適切に対応するための一つの方策として十分に検討に値する。ただ、専門参審制については、専門家が手続のどの段階から関与するのか、その専門的知見をどのような形で審理に反映させるのか、さらには、憲法上の問題も含めて評決権をどうするかなどの検討すべき課題がある。

専門参審制については、評決権の有無や手続への関与形態から、次の三つの類型が考えられよう。

評決権があり、手続全般にかかわる場合

専門家が手続全般にかかわるため専門家への負担が重い、適切で中立的な専門家の協力が得られるか、参審員の都合によって訴訟の遅延を招かないかなどの検討課題がある。

評決権があり、手続に部分的にのみかかわる場合

例えば、争点整理については職業裁判官が行い、参審員は証拠調べのみに関与するという形態が考えられる。この場合には、証拠調べのみに関与する参審員に評決権を与えてよいのかという検討課題もある。

評決権を持たない場合

専門的知見の獲得という目的を達することができる。ただ、実質的に後述の専門委員に近づくことになるが、裁判体の一員として審理の全体にかかわる点で異なってくる。

イ そのほか、現在、裁判所調査官制度があるので、これとの関係も検討す



べきである。

また、労働訴訟については、労使の代表が利益代表的に参審員になるとすると、出身母体の意見の影響を受けるということはないかなどという点について検討する必要がある。

## (2) 専門委員制度の創設

専門家の手続関与の形態として、専門家に、手続の必要な局面だけに関与してもらおうという司法委員のような制度（中立的な専門アドバイザー制度・専門委員制度）も考えられよう。例えば、専門的知識に関する調査、争いのポイントを絞る際に、裁判官に専門的なアドバイスをしたり、必要に応じて当事者に質問するなどの争点整理のサポート、裁判官への専門家の目から見た意見具申等を行う形が考えられる。現に、建築関係訴訟について、建築士を調停委員とし、調停委員自らが現場に赴いて当事者双方の説明を聞いたり、調停の場で自ら意見を述べ又は当事者から意見を聞くなどして、オープンな形で当事者双方と議論することにより、争点を必要なものに絞り込むことに大きな貢献をしている。しかも、当事者側もこのような調停委員の専門的知見が反映した成果を書面化して訴訟でも活用するという運用レベルの工夫が行われている。このような運用を参考にして専門委員制度として制度化すれば、専門訴訟の迅速化に有意義であると考えられる。

## (3) 鑑定人推薦システムの強化

医療過誤訴訟や建築関係訴訟については、審理に時間がかかる原因の一つとして、鑑定人の選任に時間がかかることが指摘されている。その理由としては、裁判所及び当事者に専門的知識がないため、どの分野の専門家を鑑定人として選任すべきか、その分野の専門家でだれが鑑定人にふさわしいかが分からないこと、ようやく探し出した専門家に鑑定を引き受けてもらえないことが挙げられる。これは、裁判所側の鑑定人に対する配慮が足りず、例えば、鑑定人が法廷で時には人格非難ともいえるような訴訟代理人からの

尋問を受け、非常に不快な印象を持つことが少なくなかったことなどにもよる。

そこで、裁判所としては、従来までの取扱いを改善し、運用上の工夫を図ることはもとより、医学会や建築学会のような専門家団体との継続的な連携を図る、適切な鑑定人を推薦できるような組織を設けるなど、鑑定人推薦のためのシステムを強化する方策を講じていく必要がある。

#### (4) 専門ADRの拡充

ADRの拡充の必要性は、先ほど述べたとおりであるが、特に、専門ADRにおいてはその必要性が高い。

裁判所内ADRである専門調停制度については、知的財産権事件、建築関係事件において、当該分野の専門家を調停委員とする専門調停を活用して紛争を早期解決した場合もある。そこで、このような専門調停制度を拡充する必要があるし、さらに、例えば、労使関係の実情に通じた者を調停委員とし、労使関係の実情を反映させた解決を図るということも検討に値しよう。

裁判所外のADRについては、建設工事紛争審査会、工業所有権仲裁センターやドイツの医療過誤事件の鑑定委員会・調停所のように、専門性を生かしたADRが存在する。そこで、専門紛争事件を早期に解決するため、先に述べたような、ADRと裁判手続との連携、ADRの担い手の確保（例えば、専門家、弁護士、裁判所職員OB）等について検討する必要がある。

## 2 専門訴訟に向けた態勢整備

### (1) 知的財産権訴訟の東京・大阪地裁への専属管轄化

特許や実用新案を扱う知的財産権訴訟については、その専門性の高さから、東京地裁及び大阪地裁に専門部を設け、この種事件の処理に精通した裁判官を配置し、技術専門家である裁判所調査官のサポートが受けられるという専門的処理態勢を整備してきた。現在では、両地裁には専門部が合計4か部あり、裁判官20人（応援裁判官2人を含む。）、裁判所調査官10人を配置

している。また、本来の管轄裁判所に加え、東日本の事件を東京地裁に、西日本の事件を大阪地裁にも提訴できるという制度（競合管轄制度・民事訴訟法6条）が導入されたこともあり、全国の特許訴訟の8割以上、知的財産権訴訟全体では7割の事件が両地裁の専門部に集中しており、これらの点からみて、両地裁の専門部は、実質的には「特許裁判所」の機能を果たしているといえる。

ところで、ビジネスに直結する知的財産権に関する紛争については、企業活動のボーダレス化によって国際化したものが多く、グローバルスタンダードに基づいた迅速な解決が強く求められている。こうした国際化した紛争や、バイオ、遺伝子工学等の最先端技術にかかわる極めて専門性の高い事件を含む知的財産権訴訟について、グローバルスタンダードに基づいた迅速な解決を図るためには、事件数が少なく、審理上のノウハウの蓄積がない地方の裁判所で処理するのは相当でなく、専門的処理態勢の整備された東京地裁及び大阪地裁の専門部において集中して処理することが合理的である。現に、オランダやドイツ等では特定の裁判所に管轄を集中させている。そこで、我が国においても、現行の競合管轄制度を更に推し進め、両地裁に管轄を専属化することを検討すべきである。

## (2) 専門部又は集中部の拡充

専門的な事件に対応するため、東京地裁においては、知的財産権部のほか、労働部、行政部、交通部等の専門部が設けられているが、このような専門部を必要に応じて拡充する必要がある。特に、科学技術的専門性が必要な医療過誤訴訟や建築関係訴訟について、事件数の多い庁に専門部又は集中部を設け、計画的かつ迅速な審理のノウハウを蓄積し、専門家団体とのパイプ役として専門的知見を効率的に獲得し、信頼の得られる審理を実現していく必要がある。

## (3) 裁判官の専門性の強化

専門的な事件を適正迅速に処理するには、専門分野に通じた裁判官の育成が重要である。そのためには、前述のような専門部又は集中部におけるOJTのほか、専門性強化を意識した研修のプログラムを組むなど、研修面の拡充が必要である。特に、知的財産権訴訟については、高い専門性が要求されるため、人事ローテーションにおいても、そのような専門的事件に対応できる裁判官の育成にも配慮する必要がある。さらに、弁護士任官制度を活用するなど、専門的な知識を有する人を幅広く裁判官として任用し、裁判官の専門性を強化していく方策も検討すべきである。

#### (4) 弁護士の専門化

例えば、前述のような知的財産権関係をみても、この分野を専門とする弁護士は全国で30人程度との指摘もある（平成12年1月27日付け日本経済新聞・弁理士による記事）。専門性に対応し得る弁護士側の態勢の整備が急務の課題であろう。

### 第5 権利実現の実効性の確保

判決等で認められた権利の実現のためには、しばしば強制執行による実現を必要とする。判決等が絵に描いた餅となるようでは、司法への信頼を大きく損ないかねない。

裁判所では、近年、不動産競売事件を中心に適正迅速な処理を目指して、執行事件を担当する裁判官、書記官、執行官等を大幅に増員するとともに、事務の効率化を図ってきており、その結果、事件処理の迅速化が図られている。具体的には通常の事件は、申立後6か月以内に売却に付され、売却率も上昇傾向にあり、その結果、平成11年には、前年度と比べて既済件数が約1万6000件増加し、未済件数も約1万2000件減少している。今後も事件動向等を見ながら、必要な処理態勢の整備に努めていきたいと考えている。むしろ、執行事件の現場で問題となっているのは、依然として占有屋や債務者による執行妨害が行われている事案であり、執行妨害に対する更なる対策や、債権者が債

務者の資産状況を知り容易に債権の回収ができるシステムなど、権利実現の実効性をより高めていく必要がある。

## 1 占有屋に対する対処

競売の対象となった不動産を権限もなく占有し、売却を困難にして手続を遅延させたり、買受人に多額の立退料を要求する占有屋を排除し、不動産競売事件の適正迅速な解決を図ることが重要な課題となっている。既に民事執行法の改正により、占有屋を排除するための保全処分の拡充が図られているところであり、平成10年の改正では、占有屋を排除した後、債権者において不動産を管理する道も開かれている。また、昨年の最高裁大法廷判決（平成11年11月24日判決）では、昨今の執行手続の迅速な処理に対する社会的な要請から、平成3年の判例を変更し、抵当権者が占有屋に対し不動産の明渡しを求めることを認めた。

ところが、これら保全処分、明渡請求は実際にはそれほど活用されていない。この点について、不動産の明渡しを受けてもその後の保管・管理に多大な費用がかかるとか、債権者にはそのノウハウが乏しいといったことを指摘する声もある。

そこで、債権者が、不動産の明渡しを受けた場合には、その管理を不動産管理会社や執行官などに委託できるようにし、明渡請求や保全処分をより利用しやすいものとする必要を検討する必要がある。さらに、抜本的に、抵当権者が抵当権に基づいて不動産を管理し、占有者から賃料を受け取り債務の弁済に充てることができるような制度（抵当権による強制管理）の創設も、十分検討に値するものとする。

## 2 執行に対する不協力への対処

強制執行の手段が限定的なため、権利実現の実効性が阻害されている場合もある。例えば、パート代金や家事調停で認められた養育費等の少額の債権については、費用倒れになるため、理論上は強制執行が可能であっても、実際上困

難な場合もある。

そこで、債務者が義務を任意に履行するように、例えば、裁判所が、債務者に対し義務の履行を命じ、債務者が一定の期間内に義務を履行しない場合には、債務者に過料等の不利益を課すことのできる制度の導入等を検討する必要がある。

### 3 債務者による財産隠し等に対する対処

債務者がどのような財産を持っているかは、債権者が独自に調査することになるが、現行制度上は法的な手段がない（なお、貸金庫の内容物については、最高裁第2小法廷判決（平成11年11月29日判決）により、解決策が示された。）。そのため、債務者の悪質な財産隠しの場合はもちろんのこと、通常の執行可能な財産ですら発見が困難な場合もあり、債権の回収が図れない結果にもなりかねない。そこで、例えば、債権者の申立てに基づき、債務者に対して財産状況を申告を裁判所が命ずる制度の創設も考えられるが、その際には、債務者のプライバシーの問題等関連する問題について更に検討を加える必要がある。